

# 政策広報

関東地方整備局  
第166号

# 関東の魂

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 民間活動に合わせた基盤整備調査を機動的に支援！  
～令和2年度第1回官民連携基盤整備推進調査費の配分について～
- 2 令和2年度自転車活用推進功績者表彰の受賞者を決定！  
～自転車活用の推進に尽力された1名・4団体を表彰～
- 3 “地域インフラ”サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」しました！  
～地方公共団体における施工時期の平準化についてR1入契調査をとりまとめ～
- 2 日本版 MaaS の実現に向けて AI オンデマンド交通の導入を推進！（地域の移動手段の確保を支援します） ～6地域・6事業者に交付決定～
- 3 令和2年度 PPP/PFI 推進のための案件募集（第2次）  
～地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援します～
- 4 令和2年度（第13回）「国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）」の募集を開始  
～創意工夫のある優れた取組を表彰し、全国へ発信します～
- 5 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」を決定  
～全国の地域ブロック発注者協議会において公共工事の品質確保の取組を推進～

☆—☆

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。

どしどしお寄せ下さい。

あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、下記のアドレスまでご連絡下さい。  
<mailto:ktr-mado@gxb.mlit.go.jp>

事務局 国土交通省関東地方整備局				
総務部	総務課課長補佐	関口 豊	TEL:048-600-1324	FAX:048-600-1369
企画部	企画課建設専門官	三屋竜一	TEL:048-600-1329	FAX:048-600-1372

## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 民間活動に合わせた基盤整備調査を機動的に支援！ ～令和2年度第1回官民連携基盤整備推進調査費の配分について～

関東地方整備局  
企画部

令和2年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)第1回募集分について、関東地方整備局管内から下記の支援箇所が決定されましたのでお知らせします。(詳細は本文資料(PDF)別添1資料参照)

調査計画名	実施主体
坂東市における地域利便施設整備のための基盤整備検討調査	茨城県 坂東市
熊谷市における新たな道の駅整備による広域観光拠点形成のための基盤整備検討調査	埼玉県 熊谷市
道の駅おがわまちにおける観光拠点形成のための基盤整備検討調査	埼玉県 小川町
村岡新駅周辺地区における地域活性化のための基盤整備検討調査	神奈川県 藤沢市

#### 配付資料

本文資料(PDF)別添1:

令和2年度 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業  
第1回実施事業一覧(関東地方整備局管内分)

本文資料(PDF)別添2:

令和2年度 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業  
第1回実施事業概要(関東地方整備局管内分)

参考資料:国土交通省(本省) プレスリリース資料 1式

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000759.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000759.html)

### 2. 令和2年度自転車活用推進功績者表彰の受賞者を決定！ ～自転車活用の推進に尽力された1名・4団体を表彰～

関東地方整備局  
道路部

自転車活用推進本部(本部長：国土交通大臣)では、自転車の活用の推進に関して顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰する自転車活用推進功績者表彰の受賞者(個人1名、団体4名)を決定しました。

本表彰は、平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づくものであり、今回が3回目の表彰となります。

なお、関東地方整備局管内からは、宇都宮ブリッツェン(栃木県)が表彰されることとなりました。

1. 自転車活用推進功績者表彰受賞者及び功績概要(敬称略。詳細は本文資料(PDF)別紙)

(1) 個人 1名

- ・ 山田拓(岐阜県)

(2) 団体 4団体

- ・ 宇都宮ブリッツェン(栃木県)
- ・ 特定非営利活動法人 SPORTS PRODUCE 熊野(和歌山県)
- ・ 株式会社ふたごじてんしゃ(兵庫県)
- ・ 特定非営利活動法人タンDEM自転車NONちゃん倶楽部(愛媛県)

2. 令和2年度自転車活用推進功績者表彰式

日時、会場等の詳細については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、改めてお知らせします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road\\_00000296.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000296.html)

### 3. “地域インフラ”サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局  
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、327話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

## 1. 地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」しました！ ～地方公共団体における施工時期の平準化についてR1入契調査をとりまとめ～

地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果をとりまとめ、公表しました。

### 1. 背景

昨年6月に新・担い手3法が成立し、品確法において、施工時期の平準化を図ることが公共発注者の責務として規定されるとともに、入契法において、施工時期の平準化を図るための措置を講ずることが公共発注者の努力義務とされました。また、昨年10月には、入契法適正化指針・品確法基本方針の一部変更が閣議決定され、施工時期の平準化を図るための具体的な取組が公共発注者の取り組むべき事項として位置付けられました。さらに、今年1月には、品確法運用指針が改正され、各公共発注者において施工時期の平準化の取組が強化されることとなりました。

国土交通省では、施工時期の平準化等を図るよう総務省と連名で各地方公共団体に対し要請してきたところですが、その際、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗及び施策の取組状況を他の団体と比較できるよう公表するとしていたところです。

### 2. 概要

各地方公共団体における施工時期の平準化に関する入契調査の結果をとりまとめ、各地方公共団体における平準化の進捗・取組状況について以下の項目を公表します。

(※) 総務省と同日発表

#### ◆進捗状況：平準化率

(※) 平準化率：4～6月期の平均稼働件数／年度の平均稼働件数

(※) 大臣官房技術調査課にてとりまとめたコリンズデータを踏まえて算出（平成30年度実績）

#### ◆取組状況：令和元年度における下記の取組状況（「さしすせそ」）

(さ) 工期一年未満の工事における債務負担行為の設定の有無・設定状況  
ゼロ債務負担行為の設定の有無・設定状況

(し) 柔軟な工期設定の有無・設定状況

(す) 速やかな繰越手続の有無・実施時期

(せ) 積算の前倒しの実施の有無

(そ) 早期執行のための目標設定の有無

(※) (さ)・(し)の設定状況、(す)の実施時期については平成30年度実績

(参考) 令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査について

◇調査対象機関：地方公共団体 47都道府県 20指定都市 1721市区町村（指定都市を除く）

◇調査対象時点：令和元年11月1日時点（平成30年度実績）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000689.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000689.html)

## 2. 日本版 MaaS の実現に向けて AI オンデマンド交通の導入を推進！（地域の移動手段の確保を支援します） ～ 6 地域・6 事業者に交付決定～

国土交通省では、MaaS の普及に向けた基盤整備の一環として、AI を活用した効率的な配車等を行うオンデマンド交通の導入を支援することとしています。このたび、各事業主体からの申請を踏まえ、6 地域・6 事業に対し、交付決定を行いました。これにより、日本版 MaaS の推進に取り組む地域がさらに拡大します。

国土交通省としては、日本版 MaaS の実現に向けて、引き続きこれらの取組を支援していきます。

国土交通省は、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化を進めるため、新たなモビリティサービスである MaaS の全国への普及を推進しているところです。

MaaS の普及にあたっては、その基盤整備の一環として、地域の移動手段の確保が重要となることから、今年度より AI オンデマンド交通の導入について支援を行うこととしており、このたび、各事業主体から提出された申請を踏まえ、準備が整った 6 地域・6 事業を対象に交付決定を行いました。

これにより、令和元年度に実証実験の支援を行った地域と合わせ、日本版 MaaS の推進に取り組む地域がさらに拡大します。

[交付決定事業者] ※カッコ内は主な事業実施地域

- ・会津乗合自動車株式会社（福島県会津若松市）
- ・福井交通株式会社（福井県福井市）
- ・伊豆急東海タクシー株式会社（静岡県下田市）
- ・WILLER EXPRESS 株式会社（大阪府大阪市）
- ・広島電鉄株式会社（広島県広島市）
- ・西日本鉄道株式会社（福岡県福岡市）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000185.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000185.html)

## 3. 令和 2 年度 PPP/PFI 推進のための案件募集（第 2 次） ～ 地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援します～

○国土交通省では、地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援するため、5 月 15 日から、「先導的官民連携支援事業」及び「インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」について、令和 2 年度第 2 次募集を開始します。

### 1. 令和 2 年度 官民連携事業の導入に係る支援 ※詳細は別紙参照

#### （1）先導的官民連携支援事業

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、次の（イ）又は（ロ）

に係る業務に要する調査委託費を助成します。

(イ) 事業手法検討支援型：先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査

(ロ) 情報整備支援型：先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

※「先導的な官民連携事業」とは、

- ・事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等にモデル性があるもの
- ・団体内のノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含むなど調査の進め方自体にモデル性があるもの等を指します。

(2) インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、インフラの維持管理分野に係る官民連携事業の導入可能性、導入に際しての課題とその対応方針等の検討を支援します。

2. 募集期間：令和2年5月15日（金）～6月25日（木） ※12時必着

3. その他：

- ・募集要領、応募様式など詳細については、以下の URL をご確認ください。

(1) 先導的官民連携支援事業

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei\\_kanminrenkei\\_fr1\\_000066.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html))

(2) インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei\\_kanminrenkei\\_fr1\\_000070.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000070.html))

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000134.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000134.html)

#### 4. 令和2年度(第13回)「国土交通大臣賞(循環のみち下水道賞)」の募集を開始～創意工夫のある優れた取組を表彰し、全国へ発信します～

国土交通省では、「循環のみち下水道」の実現に寄与する優れた取組の全国展開を図るため、本日から6月26日まで、令和2年度(第13回)「国土交通大臣賞(循環のみち下水道賞)」の募集を開始します。

国土交通省は、健全な水循環、資源・エネルギー循環を創出する「循環のみち下水道」に基づく優れた取組が他の多くの団体等での取組につながるよう、平成20年に「国土交通大臣賞(循環のみち下水道賞)」を創設し、毎年表彰を行っております。このような取組を表彰し、広く発信することで、全国的に「循環のみち下水道」の実現が図られることを

目的としています。

応募要件の詳細や提出書類、提出方法については、応募要領等を御確認ください。（別紙 1～4 参照）

#### 1. 募集部門

- ・ イノベーション部門 【現場における創意工夫や新技術の活用等の取組】
- ・ 防災・減災部門 【災害対策におけるソフト・ハード面の取組】
- ・ アセットマネジメント部門 【施設の長寿命化や計画的な維持修繕、事業運営、人材育成に貢献する取組】
- ・ 広報・教育部門 【効果的な広報活動や環境・防災教育等の取組】

#### 2. 応募団体（以下の団体や事業者の方が対象）

- ・ 地方公共団体
- ・ 民間事業者
- ・ 学校、教育機関
- ・ 水環境保全活動等を行っている各種 NPO、ボランティア団体、市民団体

#### 3. 応募期限

令和 2 年 6 月 2 6 日（金）（必着）

#### 4. その他

- ・ 9 月 10 日に予定されている表彰式については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じ、中止・延期・規模を縮小する場合があります。

- ・ 過去の受賞取組については、下記 URL に掲載しています。

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000579.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000579.html)



令和元年度表彰式

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000442.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000442.html)

### 5. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」を決定 ～全国の地域ブロック発注者協議会において公共工事の品質確保の取組を推進～

改正品確法の理念を現場で実現するため、「新・全国統一指標」を決定しました。今後、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組みます。

## 1. 背景

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、下記の通り、新・全国統一指標を決定しましたので、お知らせします。

今後、全国の地域ブロック発注者協議会を書面会議等により開催するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、新・全国統一指標等について継続的に審議し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組んでまいります。

## 2. 概要

新・全国統一指標を以下の通り決定します。

### <新・全国統一指標>

#### ◆工事

##### [1]地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

（※）地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率（H30実績、参考値）を併せて公表

##### [2]週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

##### [3]低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

#### ◆測量、調査及び設計（業務）

##### [1]地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

##### [2]低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000693.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000693.html)